

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		児童手当の額の改定
根拠法及び条項		児童手当法第 9 条
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
審 査 基 準	関係条項	なし
	基 準	○第 9 条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第 3 項の規定は、前項の改定について準用する。 3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10～40 日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	経由期間 日（機関名 ）
		協議期間 日（機関名 ）
		処分期間 日
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備 考		